

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年3月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,455

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

671,592

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,109
姫路市	139,594
尼崎市	128,881
明石市	83,905
西宮市	132,912
洲本市	12,180
芦屋市	26,661
伊丹市	55,854
相生市	8,040
豊岡市	22,199
加古川市	73,149
たつの市	20,944
赤穂市	13,119
西脇市	11,067
宝塚市	64,505
三木市	21,283
高砂市	24,834
川西市	43,981
小野市	13,085
三田市	30,629
加西市	12,018
丹波篠山市	11,302
養父市	6,416
丹波市	17,523
南あわじ市	12,970
朝来市	8,249
淡路市	12,236
宍粟市	10,285
加東市	10,715

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,388
多可町	5,664
稲美町	8,542
播磨町	9,519
神河町	3,129
市川町	3,313
福崎町	5,144
太子町	9,260
上郡町	4,175
佐用町	4,644
香美町	4,777
新温泉町	3,949